

## 令和元年度第1回箕面市都市景観審議会 議事要旨

### 1. 日 時：

令和元年(2019年)5月17日(金) 午前10時00分から午前11時00分

### 2. 場 所：

箕面市役所本館2階特別会議室

### 3. 出席者：

#### 1) 箕面市都市景観審議会委員

会長 加我 宏之 氏	委員 奥村 好子 氏
委員 福田 知弘 氏	委員 松出 末生 氏
委員 横山 あおい氏	委員 若本 和仁 氏
委員 小澤 旬志 氏	委員 津田 美砂 氏
委員 中川 寿子 氏	

#### 2) その他

市関係者 (2名)  
事務局 (2名)  
傍聴者 (0名)

### 4. 審議等の内容：

事務局より、委員の過半数の出席(委員9名中9名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

#### **【案件1】都市景観基本計画及び景観計画等の変更について(箕面森町(水と緑の健康都市)地区)(諮問)**

市より、都市景観基本計画及び景観計画等の変更(箕面森町(水と緑の健康都市)地区)について説明を行った後、審議を行った。

#### <【案件1】の審議内容>

会長：本案件は、箕面森町地区の土地利用が始まるエリアについて、都市景観形成地区の指定区域に入れ景観に関するルールを決めるというものである。前回の審議会で検討状況の報告があったが、それからパブリックコメントや説明会を実施し、今回の審議を経て、景観計画にあたっては景観法に基づいて都市計画審議会に諮問し、その後施行されていくものである。何か意見等はあるか。

委員：基本計画や景観計画等の内容についてではないが、議案書や資料について、マンセル値が数値のみの表記しかないためどのような色味がイメージすることが難しいのではないかと。箕面市の景観審議会には市民の方々を含むものであり、専門家だけで構成された審議会でないところにこの審議会の意義があると思うので、理解しやすい資料や議論の材料を望む。

市：箕面市の景観審議会の市民委員には、着任時に景観計画などの中身を説明している。しかし、ご指摘のとおり例えば色彩を全て記憶していただいているわけではないと思うので、マンセル値の色見本の表を準備するなど、わかりやすい説明を心がけていく。

会長：先ほどの意見にあったように、審議会で議論を行う際、対象となるエリアの土地利用の様子や、景観のルールに記述される色彩の具体的なイメージなどの資料を説明に用いて、さらに議論の活性化に寄与してもらえればよいと思う。

委員：パブリックコメントに意見がないことから、景観に対する市民の関心が低いと感じる。建物の新築の際には景観のルールが直接的に関係するが、建築は事業者にまかせることが多いため、日常において市民の景観に対する関心を高めることは難しいと思う。何か市民の関心を高める方策のようなものはあるか。また、逆に考えれば、箕面市の市民は景観に関するルールやまちづくりに安心感をもっているがゆえに意見等がないとも言えるが、良好な景観を形成していくうえで、市民の関心は重要であり、関心を高めるような仕掛けのようなものはないか。

市：ご指摘のとおり良好な景観づくりにおいて市民の関心を高めることは重要であると考えている。箕面市には、景観に関する活動を行う市民団体があり、箕面の魅力ある景観をパネル展示で紹介したり、会報誌を発行している。市ではこのような市民団体の活動を支援していくことで、市民のみなさんが景観に関心をもち、箕面の景観を考えてもらえるような機会を増やしていきたいと考える。

委員：この審議会は市民のかたと専門家が出席し、一緒になって景観について議論する場として意義深い。市の景観を良好なものにし、また維持していくうえで重要なことであると思う。

市：もちろん景観審議会も市民の方を含んで景観を議論する場として重要であると考えている。審議会の委員には、景観や建築、まちづくりなど多様な分野の専門家が着任し、さらに市内で生活されている市民委員のかたが着任している。専門的な目線と生活者の目線の両面から、箕面の景観について現実的な議論を行っていただける場であると考えている。

会長：確かにパブリックコメントや説明会への参加は少人数であるが、今回、景観のルールを設定する箕面森町のエリアは、住宅地から離れ、山林のままとなる土地であるなど、市民の生活と直結しない内容であったことが、少人数に関係したのかもしれない。今回定める景観のルールについて意見等はあるか。

委員：計画住宅地区1と計画住宅地区2の行為の制限について、例えば外観の意匠等や垣又は柵の制限内容が少し違うが、これはこの地区の現状の土地利用に合わ

せたものか。

市：計画住宅地区 1 と計画住宅地区 2 は隣接しておらず、今回ルールを設定する計画住宅地区 2 は、教育施設地区から誘致施設地区へと繋がる幹線道路に面した土地であり、北側は道路をはさんで環境保全エリアの山林となっている。計画住宅地区 2 が面する幹線道路の景観は、計画住宅地区 1 の前面道路よりも、緑が連続する景観が特徴的であるため、その連続性を阻害してしまわないよう、建物の外観意匠に配慮を求める内容とした。垣又は柵のしつらえは、計画住宅地区 2 では両側につながる教育施設地区と広域誘致施設地区の内容と同調させ、緑が連続する周辺景観への配慮を求めるものとした。

会長：計画住宅地区 2 は大きな区画が計画できる平らな場所も少なく斜面地の緑地が多くあるようだが、この土地も含めて住宅地として開発される予定はあるのか。

市：道路沿いには平らな部分が 1 ～ 2 画地程度あり、住宅地として利用されるかもしれないが、このエリアの大半を占める斜面や樹林の部分は緑地として市が管理するため住宅地として開発されることはないと考えている。

会長：今回の案件である箕面森町地区に関する都市景観基本計画及び景観計画等の変更について、他に意見等はあるか。

(意見なし)

会長：意見がないようなので、本案件については諮問原案のとおり妥当として答申してよいか。

(異議なし)

会長：本案件について諮問原案のとおり妥当であると答申する。

会長：案件 1 について終了する。

### 【その他】道路の無電柱化に関する検討について（報告）

市より、道路の無電柱化について検討を始めることについて説明を行った後、質疑応答を行った。

#### <【その他】の質疑内容>

会長：市において、今後、道路の無電柱化の検討を始めていくとのことだが、何か意見などあるか。

委員：無電柱化については賛成であるが、電力会社や通信会社などの事業者との協力や調整が必要であり、どのような課題や意見があるかを把握していくことが重要である。

市：今の段階では、検討を始めることとお知らせするタイミングであり事業者とは調整していないが、検討を進めるにあたっては事業者の意見や課題を整理していく。

委員：箕面市の彩都には、無電柱化のエリアと電柱があるエリアが隣接している。現場の状況として、無電柱化のエリアには防犯灯がなく防犯カメラもない。今後、無電柱化を進めた場合、防犯灯などをどうするかが課題であると思う。

市：防犯灯などについても課題として意識していく。

委員：まちの景観に注目すれば、大通りやメインの道路を無電柱化すると効果的ではあるが、実際には狭い道路も電柱があるために歩行者のスペースが狭くなり危険な面もある。

委員：海外では日本とは逆で、電柱があることのほうがめずらしいほど、無電柱化が行われている事例もある。

市：確かに国内で大規模に無電柱化が実施されている事例はほとんど無い。無電柱化の事業費は、国の試算では1キロメートルあたり約5億円とされており、費用面も大きな課題であると考えている。

そのような状況のなか、まずは、これから築造する道路については無電柱化を実施し、道路に今以上に電柱が増えることがないようにすることを目的としたいと考えている。

委員：海外では無電柱化を常識としているような事例もあるが、大きな費用がかかる事業をどのように進めているのか。

委員：海外では、景観に対する意識が高いため、費用がかかっても実施していく地域もあるだろう。日本では、早く低コストでまちのインフラを整備していく手法として、電柱による整備が通常化したと考えられる。

会長：無電柱化は景観づくりの面においても、また、先ほど意見にあったような狭い道路に対する安全対策のためにも、推進されることを期待したいと思う。

委員：市で検討を始めるとのことだが進め方のスケジュールはどのようなものか。

市：今のところ、はっきりとしたスケジュールはない。今回は情報提供のみになり申し訳ないが、まずは、都市計画道路など新設する道路に着目して検討していきたいと考えている。

委員：昨年は台風で電柱が被害を受け、停電が長引くなど生活への影響もあった。このような記憶が新しいうちに進めていくほうが望ましい。

会長：無電柱化については昭和60年頃から各方面で言われていたように思うが、今になって、東京都や芦屋市などで条例や無電柱化計画が策定され始めたのには、何かきっかけはあったのか。

市：平成28年に「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、それ以降に条例や計画策定など、法律に基づいた取り組みが始まった。

会長：今後、無電柱化については景観審議会において議論を進めていくということによいか。

市：法律に基づいてご意見を伺うわけではないが、無電柱化には、景観の向上という大きな側面もあるため、景観審議会において意見交換をさせていただきたく考えている。

会長：他に意見等はあるか。

(意見なし)

会長：その他の案件について終了する。

以上